

名古屋市告示第491号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 6年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市北区池花町30番の一部、31番の一部、32番の一部、38番の一部及び 142番 1の一部、大我麻町 408番の一部、 409番の一部、 410番 1の一部、 410番 2の一部、 417番の一部及び 418番の一部、三軒町68番 1の一部及び82番 3の一部及び若鶴町 360番の一部並びに西区比良三丁目 373番の一部、 378番の一部、 381番の一部及び 382番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課